

2 答申第 1 1 号
令和 3 年 2 月 2 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和 3 年 1 月 5 日付け 2 民市第 3 1 0 3 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（外国人住民であって、世帯主であるものの情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 項）について

【市民文化部市民課】

2 審議会の意見

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（外国人住民であって、世帯主であるものの情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することについては、公益上の必要性がある。

3 承認日

令和 3 年 1 月 2 5 日